

患者様各位

国立病院機構八戸病院長

制限回数を超えて実施するリハビリテーションに係る

選定療養費の徴収について

規定日数（脳血管疾患180日、運動器疾患150日、心大血管疾患150日、呼吸器疾患90日）を超えるリハビリテーションについては、月13単位までについては保険適用となりますが、13単位を超えて実施を希望される際は、1単位あたり下記の金額を選定療養費として徴収いたします。

リハビリテーション名	料金
脳血管疾患等リハビリテーション	廃用症候群以外の場合 2,450 円／1 単位 廃用症候群の場合 1,800 円／1 単位 ※要介護被保険者等については 廃用症候群以外の場合 2,210 円／1 単位 廃用症候群の場合 1,620 円／1 単位
呼吸器リハビリテーション	1,750 円／1 単位
運動器リハビリテーション	1,800 円／1 単位 ※要介護被保険者等については 1,630 円／1 単位

ただし、特定の病名に該当する患者様は制限回数除外として、選定療養の対象となりませんので、特定療養費の徴収はいたしません。詳細については、医事受付へお問い合わせください。